

数値目標の設定について

[考え方など]

区 分	内 容
目 的	○道の文化振興に関し、将来のめざす姿と目標を道民の皆様をはじめ関係団体等の方々と共有するとともに、各種施策の進捗・達成度合いの検証・評価を可能とするため、数値目標を設定する。
位置付け	○社会経済情勢の変化等に機動的かつ柔軟に対応するため、指針本文とは別に定める。
項 目	○できる限り分かりやすく、かつ具体化したものを選定する。 ・毎年又は隔年での数値の把握が可能なもの ・都道府県単位での把握や全国平均との比較が可能なもの など
目標年次	○国の次期基本計画期間（令和9年度）を踏まえ、原則、令和9年度とする。
目標数値	○国や道の他の計画の目標値を参酌して設定する。 ○数値の設定が難しいものは、全国平均を目標とする。 ※ 全国（他都府県）と比較可能 …… 全国平均や全国の順位を目標に設定 全国（他都府県）と比較不可能 …… 比較可能な時点での国立・都道府県立の数値を参考に設定
推進管理	○毎年度の文化審議会に報告する。

[数値目標（案）]

区 分	項 目	現状・課題等					目標年次	目標数値	出典調査			備 考
		H29	H30	R元	R2	R3			国	道	実施	
文化活動の活性化・充実	文化活動の実践機会への満足度	-	-	-	-	20.3%	R9	全国平均以上	○		毎年度	R3調査開始
	文化会館*の稼働率	80.5%	80.1%	76.1%	66.9%	71.9%	R9	84%	○	○	毎年度	施設の利用日数に係る稼働率 国の調査は3年ごと
	文化会館1館あたりの年間入館者数	68千人	65千人	61千人	22千人	32千人	R9	78千人	○	○	毎年度	国の調査は3年ごと
	文化団体の数	9,629	9,199	9,218	8,811	8,235	R9	設定しない		○	毎年度	基礎データとして調査は継続

※文化会館：劇場、音楽堂等の活性化に関する法律に規定する劇場、音楽堂、文化ホール、公会堂、演芸場、能楽堂及びこれらの機能を有する複合多目的施設

区 分	項 目	現状・課題等					目標年次	目標数値	出典調査			備 考
		H29	H30	R元	R2	R3			国	道	実施	
文化芸術の鑑賞機会の確保	文化芸術イベントを直接鑑賞した割合	43.4%	50.8%	61.3%	38.6%	32.7%	R9	全国平均以上	○		毎年度	
	未就学児から高校生までの子どもが文化芸術イベントを直接鑑賞した割合	-	47.3%	38.1%	38.5%	44.8%						
地域文化の継承	伝統的文化団体*の数	1,991	1,840	1,838	1,736	1,647	R9	設定しない	○		毎年度	基礎データとして調査は継続
		・大きく減少している										
すべての人が文化に接しやすい環境の確保	オンライン鑑賞を含む文化的環境の満足度	-	-	-	-	30.4%	R9	全国平均以上	○		毎年度	R3調査開始
	・全国平均(31.2%)より低い ・北海道は17位(10位:山梨県32.1%)											
	文化施設*におけるソフト面のバリアフリー化 (字幕、音声ガイド、視覚障害者向けパンフレット等)	59.0%	59.9%	60.7%	60.5%	61.2%	R9	75%	○	○	毎年度	国の調査は3年ごと
	・H30は全国平均(58.5%)より高い ・H30の都道府県立(74.8%)並みを目指す											
文化施設における展示等の多言語化	33.7%	33.7%	34.1%	35.0%	37.5%	R9	50%	○	○	毎年度	国の調査は3年ごと	
・H30は全国平均(21.6%)より高い ・H30の都道府県立(50.4%)並みを目指す												
博物館、美術館等*におけるデジタル・アーカイブの公開資料数	15.2千件	15.6千件	15.9千件	17.4千件	19.2千件	R9	50千件		○	毎年度		
有形・無形文化財の保存・活用の推進	文化財を活用した事業*を実施している市町村の割合	56.6%	70.1%	80.5%	-	-	R9	(教育推進計画の目標値)		○	毎年度	現在策定中の新たな北海道教育推進計画の目標数値と整合を図る
		・R2、R3は市町村事業中止のため調査未実施										
住んでいる地域の文化的環境の充実	地域の文化的な環境に関する満足度	-	31.9%	31.8%	37.1%	31.0%	R9	全国平均以上	○		毎年度	
・全国平均値(32.1%)より低い ・国の現計画の目標値:60%(R4)												

※伝統的文化団体：書道、華道、茶道、郷土芸能、伝統芸能

※文化施設：文化会館、博物館及び美術館等

※博物館及び美術館等：博物館法に規定する「登録博物館」及び「博物館相当施設」、社会教育調査上「博物館類似施設」と分類されている施設

※文化財を活用した事業：指定文化財所在市町村において北海道文化財保護強調月間に行われた事業